

富田小学校「いじめ防止基本方針」

基本的な考え方

- 本校では、すべての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る。」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。
- 「いじめ対策委員会」を結成し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応します。
- 特に、重大事態が発生した場合には、市教委・県教委に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 いじめの未然防止に向けて

(1) 児童指導委員会（定期）の設置

職員会議の中に、「児童指導委員会（いじめ対策委員会）」を位置づけ、児童の最近の傾向や問題点、成長の姿を全教職員で話し合い、児童の実態を理解すると共に、未然防止対策の一つとする。

(2) 緊急対策会議

いじめが疑われる事態を認知した場合、その対応に関わる委員会として「緊急対策会議」（随時）を組織し、早期解決へ向け組織的に対応する。

2 いじめの早期的発見について

(1) 児童の言動や内面の把握

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が認識し、児童の声に耳を傾け、行動を注視し児童の些細な変化を見逃さないようにする。

(2) 信頼関係の構築

日頃から児童や保護者との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい環境をつくるとともに、保護者との情報共有につとめる。

(3) 教職員による組織的な対応

いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が抱え込むことなく、組織的に対応する。

3 いじめの早期的解決に向けての継続的な指導として

(1) いじめられている児童の保護者へ詳細を説明し、協力を依頼する。

(2) いじめられている児童に対して、親身になって話を聞き、今後の対応の在り方を本人と相談しながら決めていく。

(3) いじめている児童に対して、意識的にいじめている場合にはその非を指摘し、納得させる。意識がない場合は、いじめられている側のつらさを教える。

(4) 周囲の児童に対して、いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えたりすることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。いじめていた児童への二次的ないじめが起きないように指導する。

(5) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。

(6) いじめられた児童・いじめた児童を継続的に指導・援助し良好な人間関係の構築に努める。